

平成26年度 中標津町人事行政の運営等の状況について

中標津町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び中標津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年3月中標津町条例第18号）第6条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表しています。

これは、人事行政の運営等の状況を皆さまにお知らせすることによって、町政の公平性と透明性を高めることを目的としています。公表する内容は以下の8項目になります。

- 1 職員の任免及び職員数の状況
- 2 職員の給与の状況
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修及び勤務成績の評価の状況
- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 8 その他町長が必要と認める事項

1 職員の任免及び職員数の状況

① 職員の採用及び退職者の状況（平成26年度）

区 分	採用	退 職 者				
		定年	勸奨	普通	死亡	計
一般行政部門	6人	7人	0人	3人	1人	11人
特別行政部門	6人	3人	0人	4人	0人	7人
公営企業等部門	14人	3人	0人	16人	1人	20人
計	26人	13人	0人	23人	2人	38人

（注）特別行政部門は、教育部門、公営企業等部門は、水道・病院・国保事業他部門

② 部門別職員の状況（平成26年4月1日現在）

（単位 人）

区 分	職 員 数			
	平成 25 年 度	平成 26 年 度	増 減	
一 般 行 政 部 門	162	163	1	
議 会	3	3	0	
総 務	48	47	▲ 1	
税 務	14	14	0	
民 生	38	39	1	
衛 生	18	19	1	
労 働	1	1	0	
農 林 水 産	17	17	0	
商 工	4	4	0	
土 木	18	19	0	
特 別 行 政 部 門	65	66	1	
公 営 企 業 等 部 門	215	222	7	
病 院 事 業	184	192	8	
水 道 事 業	9	9	0	
下 水 道 事 業	4	4	0	
国 民 健 康 保 険 事 業	7	7	0	
介 護 保 険 事 業	9	8	▲ 1	
後 期 高 齢 者 医 療	2	2	0	
計	442	451	9	

（注）町職員の定数は、条例で上限が540人と決められております。

③ 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	計
	未 満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以 上	
職 員 数 (人)	5	27	41	32	44	63	58	51	37	52	39	2	451
構 成 比 (%)	1.1	6.0	9.1	7.1	9.8	14.0	12.9	11.3	8.2	11.5	8.6	0.4	100

※教育長除く

④定員適正化計画

町では、行財政改革の推進が喫緊の課題となっている今日、次世代を担う人材の育成を目指しながら定員管理の適正化に向けた取り組みを一層推進することから、平成23年9月に第四次定員適性化計画を策定し、適正な職員配置による効果的な行政運営意に努めております。

平成24年度から5年間を計画期間とし、最終的には平成27年度までの5年間で、企業会計職員を除く一般職員数が人口千人あたり10人となるようにする。

定員適正化計画（企業会計職員を除く）

（単位 人）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標の職員数	255	249	249	249	247	247
人 口	24,146	24,191	24,266	24,069	23,892	24,700
目標との対比	10.56	10.29	10.34	10.47	10.63	10.00
実績の職員数	255	249	251	252	254	

（注）各年度とも4月1日

（注）職員数には教育長を含んでいません。

2 職員の給与の状況（普通会計決算）

（1）総 括

①人件費の状況

年 度	人 口	歳出総額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A
25 年度	24,069 人	13,394,344 千円	1,963,097 千円	14.7%
26 年度	23,892 人	15,766,098 千円	2,010,343 千円	12.8%

（注） 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

2 「普通会計」とは、一般会計と牧場会計を合わせたものです。

②職員給与費の状況（普通会計決算）

年 度	職員数 A	給 与 費			1 人 当 たり 給 与 費 B/A
		給料	諸 手 当	計 B	
26 年度	229 人	842,378 千円	462,016 千円	1,304,394 千円	5,696 千円

（注） 諸手当には退職手当を含みません。

③ラスパイレス指数の状況

年	中 標 津 町	北 海 道	全 国 町 村 平 均
平成26年4月1日	95.9	95.7	95.6

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。参考値は、国家公務員の給与削減が無いとした場合の値。

(2) 職員の平均給料月額と初任給の状況

① 初任給と平均給料月額（平成26年4月1日現在）

（単位 円）

区 分		初 任 給	経験年数区分別平均給料月額			平均 年齢	平均給 料月額
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満		
一般職 (行政職)	大卒	172,200	282,800	305,600	347,600	41.9 歳	312,000
	短卒	149,800	253,200	294,700	312,700		
	高卒	140,100	232,700	285,100	316,200		

(注) 「一般職(行政職)」とは、保健師、医療技術職、教育職などの特殊な職種を除いた一般職や一般技術職をいいます。

(3) 諸手当

① 員手当の状況（平成26年4月1日）

手当の名称	支 給 金 額 等			
期末・勤勉手当	支給月	期末手当	勤勉手当	計
	6月期	1.225月分	0.675月分	1.90月分
	12月期	1.375月分	0.675月分	2.05月分
	計	2.60月分	1.35月分	3.95月分
	* 職務上の段階、職務の級等により加算措置がありますが、平成16月12月から加算額を20%削減しております。			
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のある職員 26,380 円 その他の世帯主である職員 14,580 円 その他の職員 10,340 円 * 11月から3月までの各月に世帯等の区分に応じ支給 * 激減緩和経過措置期間(平成17年度から平成20年度)			
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・扶養親族(配偶者を除く) 6,500 円			
住居手当	・借家、間借の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ・持家の場合 10,000 円			
通勤手当	・自動車等使用者～通勤距離に応じて2,000円から24,500円の範囲内で支給(通勤距離が2kmに以上の者) ・交通機関利用者～支給単位期間の月数で除して得た運賃額を支給(但し、55,000円)			
管理職手当	管理または監督の地位等の職にある者に定額支給 ・部長職～47,000円 ・次長職～37,000円 ・課長職～35,000円			
その他	時間外勤務手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当などがあります。			

(4) 特別職の給料・報酬

特別職（町長、副町長）と教育長、町議会議員の報酬は次のとおりです。

区分		給料・報酬月額	期末手当
給料	町長	762,300 円(847,000 円)	6 月 1.875 月分
	副町長	611,100 円(679,000 円)	12 月 2.025 月分
	教育長	580,450 円(611,000 円)	計 3.90 月分
		549,900 円[7月1日以降]	*加算措置割合 15%
報酬	議長	306,000 円	6 月 1.875 月分
	副議長	245,000 円	12 月 2.025 月分
	委員長	222,500 円	計 3.90 月分
	議員	200,000 円	*加算措置割合 15%

(注1) 特別職（町長・副町長）及び教育長の給料月額については、町の財政状況を鑑み、歳出削減措置として平成26年度においても特別職及び教育長の給料月額を 10%・5%減額しております。（括弧内は規定の額）

(注2) 特別職及び教育長の期末手当については、町の財政状況を鑑み人件費縮減措置として平成 16 年 12 月期末手当から役職加算額の 20%削減を実施しております。

(注3) 議会議員の期末手当支給時の加算措置割合を平成 16 年 12 月期末手当から 20%の削減を実施しております。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	閉庁日
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分 } 13 時 00 分	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12 月 31 日から翌年 1 月 5 日まで

(注) 保育所などの一部勤務場所では、異なる労働形態があります。

(2) 休暇種類

年次休暇	暦年 20 日(残日数 20 日を限度として繰越)
病欠休暇	年間 90 日間
特別休暇	親族の死亡(配偶者 10 日、父母 7 日、子 5 日他) 結婚休暇 5 日以内、配偶者の出産休暇、子の看護休暇 5 日以内 他
介護休暇	父母、子などが負傷、疾病又は老齢の介護を行うため6カ月以内
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間

(3) 休暇等の取得状況(平成26年1月1日から平成26年12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	消化率 (B/A)
7,523 日	1,686 日	193 人	8.7 日	22.4%

(4) 育児休業の取得状況

区分		取得者数
育児休業	新たに育児休業を取得したもの	6人
	前年度から引き続いているもの	5人
部分休業したもの		0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

処分事由 \ 処分の種類	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない	0 件	0 件	0 件	0 件
心身の故障の場合	0 件	0 件	7 件	0 件
職に必要な適格性を欠く場合	0 件	0 件	0 件	0 件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0 件	0 件	0 件	0 件
刑事事件に関し起訴された場合	0 件	0 件	0 件	0 件

※分限処分とは、公務能力の維持を目的に職員に対してされる処分

(2) 懲戒処分等の状況

処分事由 \ 処分の種類	戒告	減給	停職	免職	訓告等
法令に違反した場合	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
職務上の義務に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い秩序の維持を図るための制裁的な処分

5 職員のサービスの状況

平成18年10月16日に中標津町職員倫理規程及び中標津町職員の懲戒処分等に関する要綱を制定し、町民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の遂行に当たるよう職員に周知徹底を図っております。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

実施機関	研修区分	受講者数
市町村職員中央研修所	政策研修	0人
	制度運用研修	1人
	入門研修	2人
北海道市町村職員研修センター	一般研修	7人
	政策研修	1人
	専門研修	1人
	能力開発研修	2人
	指導者養成研修	1人
北海道市町村振興協会	道内研修	0人
	道外研修	0人
	海外研修	1人
	政策研究会	0人
	北海道市町村交流職員研修	2人
北海道町村会	講師養成研修	1人
根室町村会	接遇マナー研修	6人
	新規採用職員研修	6人
	初級職員研修	10人
	中級職員研修	7人
	法務研修	10人
中標津町	新規採用職員研修	6人
	ミドルマネージャー養成研修	15人
	人事評価基礎研修	96人
合 計		175人

(2) 勤務成績の評定

実施状況	評価方法	評価結果の活用	対象者
定期的に評定	能力評価、業務評価以外の手法による評価	昇給及び勤勉手当の支給率に反映	全職員

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

健康診断の種類	対象者数	受診者数
定期健診	70人	70人
総合健診	275人	237人
特殊健診(腰痛健診)	23人	21人

(2) 公務災害等の状況

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	4件	4件
通勤災害	0件	0件

(3) 公平委員会に係る業務の状況

平成26年度、勤務条件に関する措置条件、不利益処分に関する不服申し立てについては、該当ありません。